

まずは警察に連絡

まだの場合は、すぐに届出をして下さい。

警察への報告がないと自動車保険（任意保険・自賠責保険両方）を請求する際、必要になる「交通事故証明書」の交付が受けられません。

保険会社にも連絡

まだの場合は、すぐに連絡をして下さい。

原則として交通事故の被害者であっても、治療費は窓口で支払わなければいけません。ですが、実際は、事故で受診をしたほとんどの場合、任意の自動車保険会社が診療費に関して仲介してきます。当院を受診することを保険会社に電話してください。保険会社は、支払いは全て保険会社に請求するように当院の受付に連絡してきます。

受付にこの連絡があってはじめて、請求を患者様ではなく保険会社に行います。

その場合、診療代は自賠責保険を使って、自動車保険会社が負担するケースがほとんどです。

保険会社から『健康保険を使って、窓口での支払いはクリニックで立て替えてもらって、保険会社に請求してもらってください。』と言われることがありますが、これは**健康保険法第74条に違反するので当クリニックでは行いません**。上記の健康保険法の規定で、健康保険証を使用した場合、患者は一部負担金を窓口で支払うことが義務付けられているからです。

治療費について

保険会社からの電話連絡が当院の受付にないと一時的に自費でお立替頂くこととなりますので、ご了承下さい。（とりあえず健康保険を使って、後日保険会社への請求に変更する事はお受けかねます。）

同意書について

できるだけ早く保険会社へご提出願います。

2週間経過しても提出の確認が取れない場合、診療費を患者様に請求する場合がございますので、ご了承下さい。

治療の終了や転院の連絡について

保険会社へ電話でご連絡ください。

診断書について

警察に提出する以外の診断書については、原則ご本人負担になります。

（例えば勤務先や加害者にお渡しされる場合などは、窓口負担なしの方でもお支払いがあります。）

その他の注意点

治療を受けても、どうしてもこれ以上治らない、あるいはだいぶ良くはなったがまだ完全ではないという場合は、「症状固定」や「後遺症診断」となることもあります。

後遺症障害があることを認めてもらうには診断書が必要です。通常は保険会社から「自動車損害賠償責任保険後遺症診断書」の所定の用紙をもらっていただき、診察後に記入いたします。

この診断書の日付が後遺障害の認定の日であり、同時に症状固定の日ともなることが多いです。

その他、ご不明な点等ございましたら、クリニックまでお問い合わせ下さい。